

# 生乳鮮度重視牛乳推奨制度 要領

制定 平成 28 年 4 月 1 日

改定 令和 3 年 9 月 24 日

## (目的)

- 第 1 条 生乳鮮度重視牛乳推奨制度とは、全国農協乳業協会（以下「協会」という。）の会員が製造する種類別「牛乳」のうち、その原料・製造方法等について協会が定める基準（以下「推奨基準」という。）に適合するものを「生乳鮮度重視牛乳」として推奨することにより、消費者の信頼を高め、牛乳の消費拡大を推進するとともに、国産生乳の需要拡大と定着化に寄与することを目的とする。
- 2 前項を推進するために、協会は生乳鮮度重視牛乳の啓蒙・普及を図るとともに、検討会・研修会等の開催を支援し、会員はこれらに積極的に参加するものとする。

## (推奨基準)

- 第 2 条 協会は生乳鮮度重視牛乳について、次に掲げる推奨基準を定めるものとする。
- 1) 推奨商品は種類別「牛乳」とする。ただし、常温保存可能品及び受委託製品は除く。
- 2) (1) 原料乳(生乳)に関する基準  
次の 3 つの条件をすべて満たすものとする。
- ・工場所在地の都道府県内の原料乳(生乳)が 100%であること。
  - ・原料乳(生乳)は工場に直接搬入されたものであること。
  - ・原料乳(生乳)は酪農家から毎日集乳されたものであること。
- (2) 原料乳(生乳)生産酪農家への乳質管理に関する基準
- ・(1)の原料乳(生乳)を出荷する酪農家への乳質管理が行われていること。
- (3) 製造管理に関する基準
- ・HACCP に沿った衛生管理を整備し、これを適切に運用していること。
  - ・原料乳(生乳)受け入れ後、翌日までに製造されたものであること。
- 3) 推奨基準を変更する場合は、会員及び関係者と協議するものとする。

## (運営事務局の設置)

- 第 3 条 本制度の運営を円滑に行うため、生乳鮮度重視牛乳推奨制度運営事務局（以下「運営事務局」という。）を協会に設置するものとする。

## (申請資格)

- 第 4 条 生乳鮮度重視牛乳の推奨を受けることができる者は、協会の会員に限るものとする。

## (申請)

- 第 5 条 生乳鮮度重視牛乳の推奨を受けようとする会員は、生乳鮮度重視牛乳申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を協会に提出するものとする。

## (推奨の決定)

- 第 6 条 協会は、会員から第 5 条の規定による申請書の提出があった場合は、当該申請

の内容が第2条に規定する推奨基準に適合しているか否かについて、現地調査及び審査を行い、適合していると認められるときは、生乳鮮度重視牛乳（様式第2号。以下「推奨商品」という。）として推奨するものとする。

- 2 当該申請の内容が推奨基準に適合しない場合は、協会は当該商品に関し推奨できない旨を会員に通知するものとする。

#### （推奨マークの表示）

第7条 前条第1項の規定により推奨を受けた会員（以下「推奨会員」という。）は、推奨商品の包装容器等に生乳鮮度重視牛乳推奨マーク（様式第3号。以下「推奨マーク」という。）を付して販売するものとする。

- 2 推奨を受けた商品の全国飲用牛乳公正取引協議会への諸届出・手続等は、会員自らが行うものとする。

#### （推奨会員の責務）

第8条 推奨会員は、推奨マークの使用にあたって申請書に記載した内容を誠実に遵守しなければならない。

- 2 推奨会員は、推奨マークを付した商品に問題が生じた場合は、自らの責任においてこれを解決するものとする。

#### （推奨マーク使用実績の報告）

第9条 推奨会員は、毎年度3月末日までの推奨マーク使用実績をとりまとめの上、4月末日までに生乳鮮度重視牛乳実績報告書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の「年度」は4月1日から翌年3月末日までとする。

#### （推奨の有効期間）

第10条 推奨商品の有効期間は、推奨を受けた日から当該年度末日までとする。

- 2 第13条、第15条に該当する場合は、この限りではない。

#### （推奨の継続手続き）

第11条 翌年度も継続して推奨を受けようとする推奨会員は、原則として、2月末日までに生乳鮮度重視牛乳推奨期間継続申請書（様式第5号）を協会に提出し、第6条の規定による推奨を受けなければならない。

#### （内容の変更）

第12条 第5条に定める申請内容に変更が生じたときは、次項による変更届を協会に提出しなければならない。

- 2 推奨商品自体の変更の場合は、原則として変更日の30日前までに生乳鮮度重視牛乳変更届出書（様式第6号）と合わせて、生乳鮮度重視牛乳申請書（様式第1号）を協会に提出しなければならない。
- 3 推奨商品以外の変更の場合（例えば製造責任者の変更等）については、変更日から30日以内に生乳鮮度重視牛乳変更届出書（様式第6号）を協会に提出しなければならない。

#### （廃止）

第13条 推奨会員が、推奨商品の製造又は販売を廃止するときは、原則としてその30日前までに生乳鮮度重視牛乳廃止届出書（様式第7号）を協会に提出しなければ

ならない。

- 2 前項の場合、推奨会員は届出書に記載した廃止日の翌日以降は、推奨マークを使用してはならない。

(調査)

第 14 条 協会は、推奨会員に対し推奨商品が第 5 条により申請された内容どおり製造されているか、推奨マークを適正に表示して販売されているか等について、毎年度、調査を行う。また、会員はこの調査を拒絶することはできないものとする。

(推奨の取消)

第 15 条 協会は、推奨会員および推奨商品が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条の規定による推奨を直ちに取消することができるものとする。

- (1) 前条の調査を会員が拒絶したとき。
- (2) 故意または過失にかかわらず、推奨基準に不適合になっている推奨商品を製造し、販売を継続する等、協会および他の推奨会員に対し重大な背信行為があったと認められたとき。
- (3) 不正な手段により推奨を受けたことが判明したとき。
- (4) 第 4 条の規定による資格を喪失したとき。

- 2 前項 (1) ~ (3) の規定により推奨を取り消された推奨会員は、取り消しの日から起算して 1 年を経なければ、新たに第 5 条の規定による申請を行うことができないものとする。

(罰則)

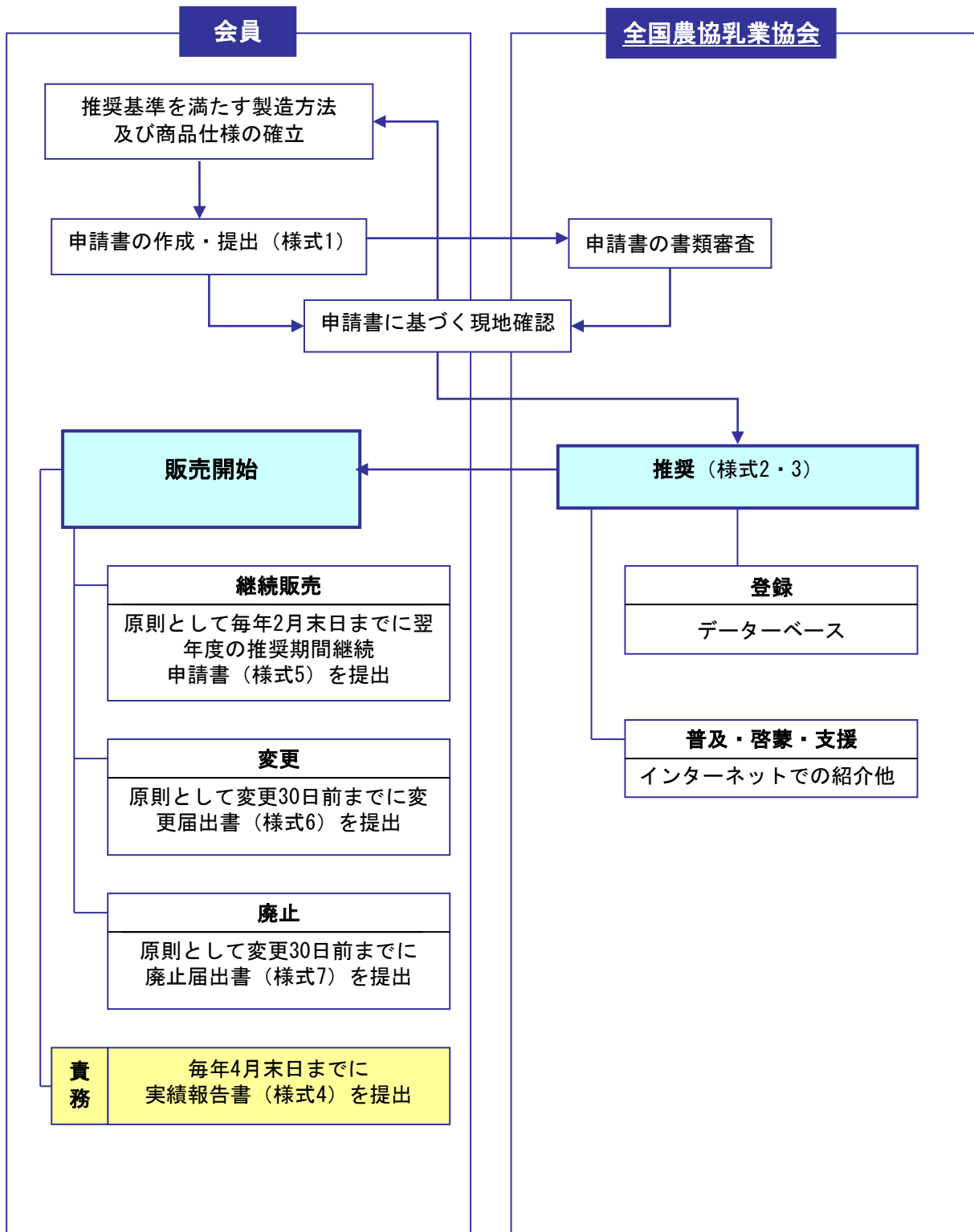
第 16 条 推奨会員が第 15 条に該当し、協会および他の推奨会員に重大な損害を与えたと認められたときは、協会および他の推奨会員は相当する弁済を求めることができる。

- 2 前項については事実発生に基づき処理するものとする。

(補足)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に運営事務局が定めることができるものとする。

# 生乳鮮度重視牛乳推奨制度 の運用フロー



新規	年月日	
	番号	

申請日：令和 年 月 日

全国農協乳業協会

会長

殿

住所  
会員名  
代表者

印

## 生乳鮮度重視牛乳申請書

「生乳鮮度重視牛乳推奨制度要領」並びに「生乳鮮度重視牛乳商品基準」に基づき、下記関係書類を添付し、生乳鮮度重視牛乳の推奨を申請します。

記

1. 商品名

2. 添付書類

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| 1) 生乳鮮度重視牛乳商品規格書（様式第1-1号） | 1部 |
| 2) 申請商品仕様書（様式第1-2号）       | 1部 |

## 生乳鮮度重視牛乳商品規格書

### I 製造者

1. 会員名および代表者氏名：

---
2. 工場名および工場（製造）責任者（役職・氏名）

---
3. （電話・FAX）：

---

（住所）〒

---

### II 商品の概要

1. 商品名：

---
2. 容量および容器形態：

---
3. 発売日：

---

### III 「原料乳（生乳）に関する基準」について

1. 原料乳（生乳）集乳地域（市町村名まで）：

---
2. 集乳地域の酪農家戸数：

---
3. 集乳地域の原料乳（生乳）生産量（1日あたり）：

---
4. 集乳地域からの集乳に要する時間：

---
5. 集乳地域からの原料乳（生乳）の搬入経過：

---
6. 集乳地域と他集乳地域の原料乳（生乳）の区分け方法：

---
7. 原料乳（生乳）乳質の自主基準（FAT・SNF・細菌数・体細胞数）  
FAT：

---

SNF：

---

細菌数：

---

体細胞数：

---

### IV 「原料乳（生乳）生産酪農家への乳質管理に関する基準」について

1. 原料乳（生乳）供給農家への乳質指導・管理の具体的内容  

---
2. 乳質管理担当部署（関連機関を含む）の有無：

---

関連機関の場合は機関名：

---

### V 製造管理に関する基準について

1. 衛生管理記録の保存期間：

---
2. 商品の製造予定量（1日あたり）：

---

## 申請商品仕様書

項目	内容
商品名	
種類別	
容器形態	
容量	
JANコード	
商品特徴	
製造者	
販売者	
販売エリア	
販売チャネル	
商品パッケージ写真	

# 生乳鮮度重視牛乳推奨

殿

令和 年 月 日付けで申請のあった  
生乳鮮度重視牛乳について、生乳鮮度重  
視牛乳推奨制度要領第6条の規定により  
推奨する

1. 推奨する商品

商品名

容器・容量

2. 推奨有効期間

令和 年 月 日から令和 年3月31日まで

平成 年 月 日

全国農協乳業協会  
会長

## 生乳鮮度重視牛乳推奨マーク



商標登録 第 5821455 号

- ・大きさは、会員の容器デザインに応じて変更随意とする。ただし長径と短径の比率は 1 : 0.55とする。
- ・色調は、会員の容器デザインに応じて変更随意とする。

報 告	年 月 日	
	番 号	

提出日：令和 年 月 日

全国農協乳業協会

会長 殿

住 所  
会員名  
代表者

印

## 生乳鮮度重視牛乳実績報告書

令和 年度において、下記の通り生乳鮮度重視牛乳を製造・販売したので、生乳鮮度重視牛乳推奨制度要領第9条の規定により報告します。

記

1. 推奨を受けた商品
2. 推奨商品の製造工場
3. 令和 年度販売量
4. 販売期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(詳細は別紙様式4-1号のとおり)

## 生乳鮮度重視牛乳実績報告書

\_\_\_\_\_  
会員名

\_\_\_\_\_  
記入者名

\_\_\_\_\_  
提出日

当該商品の実績をご記入ください

I 原料乳

1 原料乳受け入れ酪農家戸数の推移

\	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
戸数(戸)												

2 工場受け入れまでの平均集乳時間

\	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間												

3 1の生乳生産量

\	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産量(kl)													

4 処理乳量

\	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
処理量(kl)													

5 酪農家への具体的乳質管理指導内容

4月		8月		12月	
5月		9月		1月	
6月		10月		2月	
7月		11月		3月	

Ⅱ 商品

1 販売量

容器形態ごとに販売量を記入してください

1)ビン

容量(ml)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
180													
200													
720													
900													
その他													
合計													

2)紙容器

容量(ml)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
200													
300													
500													
1000													
その他													
合計													

2 販売金額

ビン・紙容器を合わせた金額を記入してください

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
金額(千円)													

継 続	年 月 日	
	番 号	

申請日：令和 年 月 日

全 国 農 協 乳 業 協 会

会 長 殿

住 所  
会 員 名  
代 表 者

印

## 生乳鮮度重視牛乳推奨期間継続申請書

「生乳鮮度重視牛推奨制度要領第 11 条の規定に基づき、下記推奨商品について継続して推奨を受けたいので、関係書類を添付し申請します。

記

1. 商品名

2. 添付書類

1) 生乳鮮度重視牛乳商品規格書（様式第1-1号） 1部

変 更	年 月 日	
	番 号	

提出日：令和 年 月 日

全 国 農 協 乳 業 協 会

会 長

殿

住 所  
会 員 名  
代 表 者

印

## 生乳鮮度重視牛乳変更届出書

令和 年 月 日付けで協会より推奨を受けた推奨商品については、下記の通り変更するので、生乳鮮度重視牛乳推奨制度要領第12条の規定によりお届けします。

記

1. 商品名
2. 変更期日
3. 変更の理由
4. 変更の内容

変更事項	新	旧

様式第7号

廃止	年月日	
	番号	

提出日：令和 年 月 日

全国農協乳業協会

会長

殿

住所

会員名

代表者

印

## 生乳鮮度重視牛乳廃止届出書

令和 年 月 日付けで協会より推奨を受けた推奨商品については、下記の通り廃止するので、生乳鮮度重視牛乳推奨制度要領第13条の規定によりお届けします。

記

1. 商品名
2. 廃止の理由
3. 廃止の日

令和 年 月 日